

## ◇ 令和2年1月～3月の裁決事例

**Q** : 令和2年1月から3月の裁決事例が出されたそうですが、どのようなものがあったのですか？

**A** : 次のような事例がありました。

### 【解説】

さきごろ、国税不服審判所から令和2年1月分から3月分の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が3件、所得税法関係が1件、法人税法関係が2件、相続税法関係が1件、印紙税法関係が1件の8件です。

主な事例には、次のようなものがありました。

### 【国税通則法関係】

原処分庁は、請求人が、所得金額を容易に把握できたにもかかわらず、申告をせず、調査において書類提示を拒否したなどの行為は、申告すべき所得金額及び納付すべき税額が生ずることを明確に認識しながら確定的な意思に基づいて無申告を貫いたものであって、その行為は、重加算税の賦課要件に該当すると主張しましたが、審判所は、申告の必要性を認識しながら、これをしなかったことは認められるものの、税を免れようとする確定的な意思に基づいて無申告を貫いていたとまで評価することはできないから、その無申告行為そのものとは別に、法定申告期限までに申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたと認めることはできない。したがって、重加算税の賦課要件は満たさないと判断しました。

